敦賀市文化協会表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、規約に基づき文化の向上・発展等に貢献しその功績顕著なもの を表彰し、協会の振興に資することを目的とする。

(選考の対象)

- 第2条 会長は、次の各号に該当する個人又は団体を表彰する。
 - (1) 多年協会の振興発展に尽瘁し功労顕著なもの。
 - (2) 多年文化向上発展に貢献し、その功績顕著なもの。
 - (3) その他特に表彰に値すると認められたもの。

(選考基準)

第3条 会長は、前条に定める選考の対象となるものの中から、次の各号に掲げる個 人又は団体を表彰する。

(表彰基準)

第4条 前条に定める選考の基準対象となるものの中から、次の各号に掲げるものを 表彰する。

(1) 文化功労賞

永年にわたり協会の振興および文化・芸術の向上発展に貢献し、企画・実践・ 指導および助言等による功績が特に顕著であるもの。

「団体」加入登録20年以上の団体

「個人」入会 20 年以上で、役員・委員として通算 8 年以上その任に当たり、過去に文化功労賞を受けたことのないもの。 後進を指導して、本市の文化向上発展に貢献し、その功労顕著なもの。

(2) 文化奨励賞

永年にわたり文化・芸術の普及向上に貢献し、その指導・実践による功績著しく、かつ今後の尽瘁が期待できるもの。

「団 体」加入登録 10 年以上で、本協会事業に常に参加協力していることが顕著なもの。

「個 人」入会 10 年以上で、上部機関への入選など功労顕著なもの。

(3) その他特に会長が表彰に値すると認めたもの。

(表彰の具申)

- 第5条 各部門長は、第2条の各号に該当すると認められるものがあるときは、あらかじめ関係団体等の意見を徴し、具申の公平性保持に留意するとともに、別紙様式の申請書及び次の調書を添え毎年 10 月末日までに会長に具申しなければならない。
 - (1) 個人に関する調書
 - イ. 住所・氏名および生年月日
 - ロ. 功労顕著と認める事項
 - ハ. その他参考事項

- (2) 団体に関する調書
 - イ. 団体の名称及び所在地
 - ロ. 団体の組織及び沿革の概要
 - ハ. 事業の目的及び活動
 - ニ. 功労顕著と認める事項
 - ホ. その他参考事項

(表彰の選考)

第6条 表彰者は前項の調書に基づき表彰者審査委員会を経てこれを行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は毎年新春のつどいに行うこととし、特に必要あるときはこの限りでは ない。表彰は表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰者審査委員会)

第8条 表彰者審査委員会の組織運営その他必要な事項は別に規則で定める。

附則

- 1. 本規程は常任委員会の議を経て表彰者審査委員会がこれを改正することができる。
- 2. この規程は、昭和62年3月28日から施行する。
- 3. 昭和48年4月1日施行の敦賀市文化協会表彰規程はこれを廃止する。
- 4. この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 5. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 6. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 7. 平成7年4月1日より適用してきた表彰選考要項は平成24年4月1日から本規定 に組み入れる。
- 8. 平成7年4月1日から施行してきた表彰規定細目は、平成24年4月1日から本規 定に組み入れる。

表彰者審查委員会規則

- 第1条 敦賀市文化協会表彰規程第7条に基づく表彰者審査委員会(以下「委員会」 という)の組織運営についてはこの規則に定めるところによる。
- 第2条 委員会は、表彰具申があった場合調書に基づき当該事項に関して審査を行い 被表彰者の選考をする。
- 第3条 委員会は執行部及び部門長をもって組織する。
- 第4条 委員は前条の規定により会長が委嘱する。
- 第5条 委員会の委員長は会長が充たる。
- 第6条 委員会は委員長が招集する。
- 第7条 委員会は委員の過半数が出席しなければ審査会議を開くことができない。
- 第8条 委員長は会議の議長として議事を整理する。
- 第9条 1. 委員会の議事は出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のとき は委員長の決するところによる。
 - 2. 委員会は審査を終了したときは、すみやかにこれを書面に作成して常任 委員会に報告しなければならない。
- 第10条 委員長及び委員は自己の審査に関する会議に参与することができない。
- 第11条 この規則に定められたものの他必要な事項は委員長がこれを定める。

附則

- 1. この規則は、昭和62年3月28日から施行する。
- 2. 昭和 48 年 4 月 1 日施行の敦賀市文化協会功労者審査委員会規則はこれを廃止する。
- 3. この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 4. この規則は、平成24年4月1日から施行する。